

令和7年8月20日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について  
(病床機能報告の継続に係る所要の改正)

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本改正は、「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」（令和6年12月18日公表）において、「**現行の地域医療構想の取組について、2026年（令和8）年度も継続すること**」とされたことを踏まえ、**医療法に基づく病床機能報告を本年度も実施するためになされたもの**です。

これまでと同様、療養病床又は一般病床を有する病院又は診療所の管理者は病床の機能区分（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）に従い、当該医療機関の所在地の都道府県知事に対し、本年7月1日の病床機能とともに、2025年（令和7）年度から1年延長された2026年度における病床の機能の予定（「基準日後病床機能」）等を報告することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、関係医療機関（病院・有床診療所）等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

(参考)

- 「新たな地域医療構想等に関する検討会」のとりまとめ（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_47465.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47465.html)

【担当】大阪府医師会地域医療課

TEL：06-6763-7012